

競技会に参加する際の新型コロナウイルス感染症等への対応について

(一財) 栃木陸上競技協会

- (1) 競技会の開催にあたっては、日本陸上競技連盟のガイダンスに則った対応とする。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大状況により、参加申込完了後に競技会を中止とする場合もある。日本政府または各都道府県による緊急事態宣言が発令した場合などは、県外在住の参加者に対して参加を断る場合もある。その際は栃木陸協 Web サイト等で通知する。
- (3) 競技会は有観客での開催とする。開催時における感染状況や社会情勢に応じて変更する場合があります、その際には栃木陸協 Web サイト等で告知する。
- (4) 競技会参加は原則として行政、学校や企業等の所属の対応方針を優先すること。
- (5) 高校生以下の全ての競技者については、保護者の同意の上で参加申込みをすること。
- (6) 中高生が学校所属ではなくクラブ所属として参加する際、クラブ責任者が競技者を引率する。
- (7) 競技会における事故・負傷疾病の防止と運営の円滑化を図る上で、所属校あるいはクラブ（個人登録選手の場合は保護者）においては参加選手全てに対し、競技会参加に必要な知識を理解させておくとともに十分な準備とトレーニングを経験させた上で申し込むこと。指導者・顧問は競技者の心身の状況をよく見極めて参加申込みをすること。
- (8) 競技会参加者を予定する者が新型コロナウイルスに感染し、陽性判定が出た場合は、栃木県の対応方針に則り、待機期間は以下のとおりとし、解除後に競技会参加を認める（※1）。
 - ア. 陽性で症状がある場合
原則として発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した場合に、8日目から待機期間を解除。
 - イ. 陽性で症状がない場合
原則として陽性と判定された日から7日間経過した場合に、8日目から解除。
ただし、5日目に検査キットで陰性確認した場合、6日目に解除可能。
- (9) 競技会参加者を予定する者が濃厚接触者に該当する場合、栃木県の対応方針に則り、待機期間は以下のとおりとし、解除後に競技会参加を認める（※2）。
 - ・同居家族等でコロナ陽性者の発症日か、当該陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として起算する。
 - ・濃厚接触者の待機期間は原則として5日間だが、2日目及び3日目の抗原定性検査キット（薬事承認のもの）を用いた検査（自費検査）で陰性を確認した場合は、3日目の検査後から解除が可能。
- (10) 上記(8)(9)の待機期間解除後であっても、競技会参加予定者の体調が優れない場合や体力の低下が著しい場合は、競技会参加を取りやめること。
- (11) 競技会場への来場者（競技者・指導者・マネージャー・トレーナー・観客等）に「体調管理チェックシート」の提出は義務づけない。ただし来場者の日頃の体調については各自やチームで管理し、感染症罹患の疑い等がある場合には、競技会への参加を取りやめること。
- (12) 各学校・団体の待機場所等においては、各自が感染症の防止に努めること。マスクの着用については、国や県の方針に準じること。観客席においても同様とする。（※3）
- (13) 応援の方法等については都度、栃木陸協 Web サイトに掲載する。
- (14) その他、感染症対策に関する連絡事項等については、栃木陸協 Web サイトに随時掲載する。

※1, 2, 3

新型コロナウイルス感染症にかかる日本政府・栃木県・日本陸連等の対応方針については、今後変更される場合もあるため、当協会の対応方針も日本政府・栃木県・日本陸連等に準じて変更する場合があります。その際は、栃木陸協 Web サイト等で周知する。